

おかげさまで 開業15周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2023年5月号

3年ぶりの制限のないゴールデンウィークで各地は大いににぎわったようですね。私は混雑と割高感があったので、近場でのんびりと過ごしましたが、皆さまはいかがお過ごしでしたか。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが今月8日から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられました。花粉飛散の季節は終わりましたが、5類引き下げ後もしばらくは業務上、屋内で対面する際はマスクを着用しようかと思っています。

最近では季節外れの夏日も観測されていますが、これから梅雨や夏に向けて体調を管理してアフターコロナの景気回復に勢いをつけていきましょう。

5月のトピックス

- ・ 健康保険法等の改正案げについて
- ・ 特定技能第2号の拡大について
- ・ 裁量労働制の省令・告示の改正について

健康保険法等の改正案について

4月より50万円に増額された出産育児一時金の財源の一部を後期高齢者医療制度から負担する仕組みの導入を盛り込んだ健康保険法などの改正案が、参院本会議で審議入りしています。改正案が成立した場合、後期高齢者医療制度の保険料の年間上限額は現在の66万円から2024年度に73万円、2025年度に80万円へ引上げとなります。

特定技能第2号の拡大について

政府は外国人労働者の在留資格「特定技能2号」の対象を、現在の2分野から「農業」や「飲食料品製造業」など9業種を増やし、11分野に拡大するとしています。特定技能2号は在留期間の更新に制限がなく、家族も帯同可能であり、長期的な就労を促し、人手不足の解消を図ります。

裁量労働制の省令・告示の改正について

2024年4月1日以降、専門型裁量労働制の労使協定に本人の同意を得ることや同意の撤回の手続きの追加が必要になります。企画業務型裁量労働制については、同様に同意や同意撤回の手続きを追加し、労使委員会の運営規定に賃金・評価制度の説明に関する事項を定めるなどの追加事項や決議の必要があります。

地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL: jibiki@jibiro.info

URL: <http://jibiro.info/>

TEL/FAX: 042-343-1363

移動オフィス: 090-2907-3545